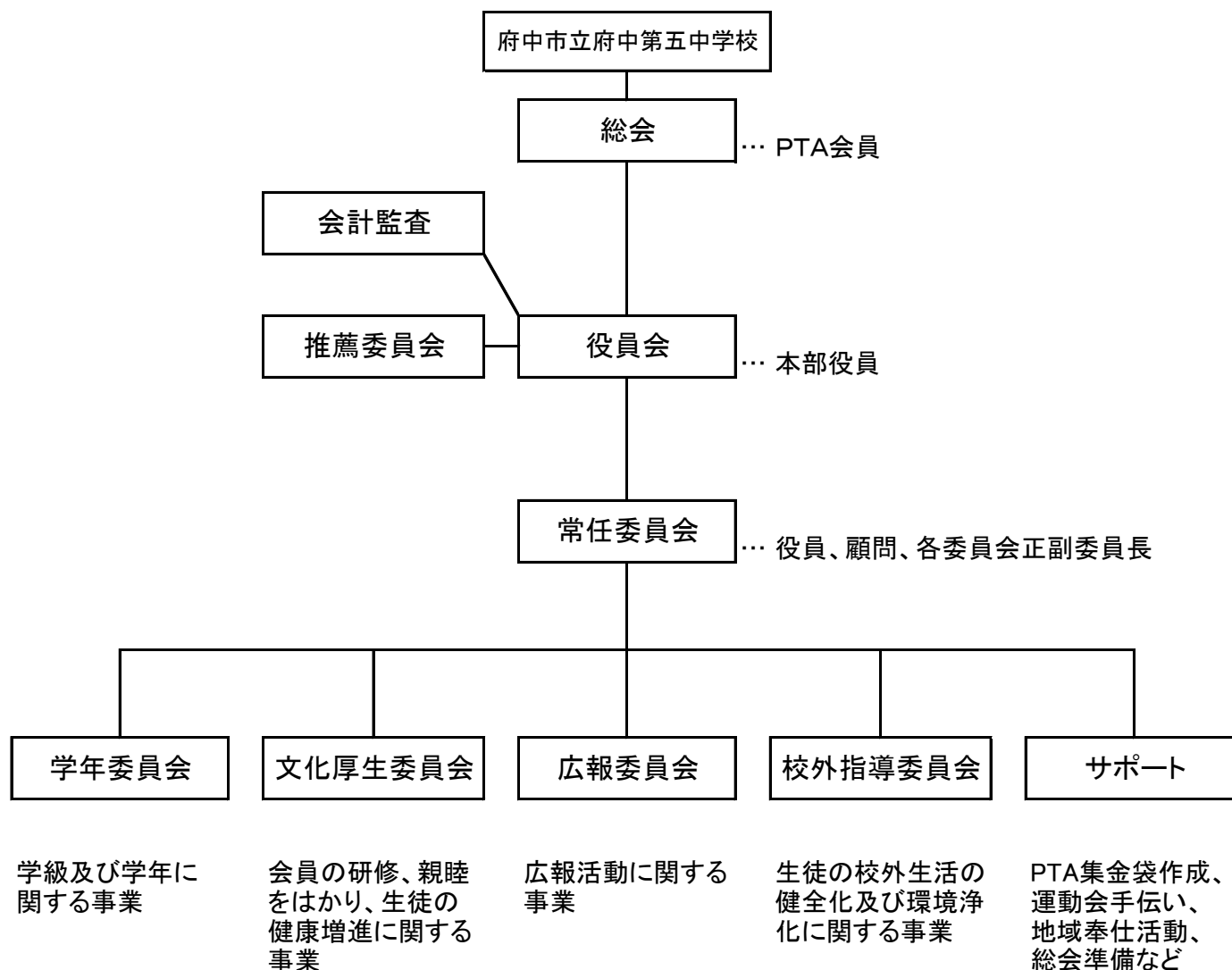


【PTA組織図】



【PTA本部役員・委員会三役の特典】

①本部役員(会長・副会長・書記・会計・総務)

■二年間以上就任の場合(原則二年間就任)

第十四条に定める委員会(PTAサポートを除く)の委員を免除

※第十四条に定める委員会: 学年委員会・文化厚生委員会・広報委員会・校外指導委員会

※特典は世帯に対して付与する

■一年間就任の場合

第十四条に定める委員会の三役を免除

※就任中の本校在籍生徒についてのみ適用

※ただし、就任中の本校在籍生徒が卒業後、再度本部役員となった場合は、通算での就任年数を適用する

②常任委員(委員会三役)

※委員会三役の定義: 委員長・副委員長・書記及び会計

■第十四条に定める委員会の三役を免除

※就任中の本校在籍生徒についてのみ適用

本特典は令和2年度の役員より適用し、過去への遡り適用は行わない。